

育児・介護休業規程（追加規程）

このたび、子供の急な負傷や疾病の際に休暇を取得しやすくするため、この規程を追加しました。今後も従業員の皆さんの福利厚生の実をすすめていきたいと思っています。

以下に利用規定を示しますので、活用を進んで試みて下さい。

第20条（子の看護のための休暇）

1. 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、就業規則第15条に規定する年次有給休暇とは別に、1年間につき5日間を限度として子の看護のための休暇を取得することができる。
2. 1にかかわらず、日雇従業員は、子の看護のための休暇を取得することは出来ない。
3. 取得しようとする者は、子の看護のための休暇請求書を部門長宛に提出することにより請求するものとする。なお、緊急を要する場合には、事後の請求でも差し支えないものとする。
4. 給与、賞与、定期昇給及び退職金の算定に当たっては、取得期間は、通常の勤務をしたものとみなす。

付 則

この規程は、平成16年2月1日より運用し、必要に応じ変更し、従業員の過半数を代表する者の承認を得る。